

1	<p>指導事項①について（共通） 地域密着型サービス外部評価の対象サービスは全てか。</p> <p>指導事項②について（共通） ※記載例は正しい例か。 基準第3条の33 利用者の家族個人情報を用いる場合とはどういう場合か。</p> <p>指導事項⑥について（共通） 地域の活動の参加の頻度とはおおよそどのくらいを考えているか。</p> <p>指導事項⑧について（地域密着型通所介護） 看護職員の所要時間2時間とは根拠としてバイト1.3h 入浴介助0.7hとあるが ○入浴介助がない場合 ○午前・午後各3時間で利用者が変わる場合 以上の条件の場合の看護職員の所要時間はどうか。</p>	<p>①地域密着型特定施設以外は全てです。</p> <p>②サービス担当者会議等で利用者家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ同意を得ておく必要があります。 資料に掲載しているものはあくまで記載例であって、利用者と利用者家族の署名があれば問題ありません。</p> <p>⑥頻度の決まりは特にありませんが、常日頃より地域の方との交流を設けるよう努めてください。</p> <p>⑧入浴介助がない場合やサービス提供時間が3時間の場合であっても、単位ごとに2時間以上の看護職員の配置が必要です。ただし、定員10名以下の場合は看護職員の配置は不要です。</p>
2	<p>地域密着型資料 p11</p> <p>共通【指導事項⑥】の「地域住民等との交流が図れていない」というところで、施設の防災訓練に地域の方が参加できるような形であれば、この項目も満たしているとして理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。 なお、それ以外にも行事、催し物などへの参加により交流を図り、利用者の方がその地域の一員であることを実感できることが望ましいと考えます。</p>
3	<p>-</p> <p>・令和3年度の改定における自己点検シートを提出したいが、書式のダウンロード先はどこにあるか。</p>	<p>電子メールにより書式をお送りしております。 必要に応じて再度、電子メールにより送付できますので、個別にお問い合わせください。</p>
4	<p>-</p> <p>カスタマーハラスメントについての具体的事例（言動）などあれば内容を知りたい。</p>	<p>厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策」を参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>
5	<p>居宅資料 p10</p> <p>1. 公正中立の確保のための取組の見直し 4月以降の対応として、『前6月に作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合、同一事業者によって提供されたものの割合』の書類に署名をもらう必要はあるか。必要ないのであれば、支援経過に説明して理解を得たことを記録したものだけでよいか。</p> <p>2. 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 同一の建物にサ高住と短期入所の事業所があるが、施設待ちでロングショート利用の方は対象となるか。</p> <p>3. 個人情報利用に係る同意について 子どもの居宅の個人情報の利用に係る同意書では、利用者・代筆者・家族の署名捺印をもらっている。集団指導のP10の同意の例では、『代理人』となっているが、『代理人』の欄を追加又は、『代筆者』を『代理人』に変更する必要はあるか。変更が必要な場合、今後、新規で契約する利用者からでよいか。</p> <p>4. アセスメントの様式に関して、子どもの事業所では、23項目を含む独自のフェイスシートの様式を使用しているが、問題ないか。</p>	<p>1. 利用者への説明は努力義務となり署名も必要ありません。利用者へ説明した場合についても、支援経過への記録のみで差し支えありません。</p> <p>2. ロングショート利用の方も対象となる場合があります。 当該減算は、介護支援専門員の移動時間による業務効率の大きな差を考慮するものです。なので、モニタリング等を行う際に利用者の居宅に向く場合には減算に該当せず、ショートステイにて行う場合には減算に該当します。 (厚生労働省に確認)</p> <p>3. 意思決定能力のある利用者の場合は代筆欄のみで問題ありませんが、もし意思決定能力のない利用者場合には代理人欄が必要になってくるかと思えます。その場合には、新規で契約する利用者様からで構いませんので新たに『代理人』の欄を追加をお願いいたします。</p> <p>4. 必要な23項目を満たしていれば事業所独自の様式で問題ありません。</p>
6	<p>居宅資料 p17</p> <p>翌月上旬に先月分のモニタリングを実施する方法もあるとの事だが、例えば2月の利用状況を3月上旬にモニタリングするのであれば3月分の利用票を交付するタイミングはいつになるか。 また、モニタリングの記録は3月中に2月の状況を記録に残すことで運営基準減算にはあたらないか。</p>	<p>利用票は、予定表という位置付けですので、モニタリングの実施時期に関わらず前月までに交付することが望ましいです。 また、運営基準減算になるかどうかに関してですが、モニタリングの実施については、「特段の事情のない限り少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録することが必要である」と定められています。ですので、ご質問のような状況下においては減算の対象にはならないと考えられます。</p>
7	<p>-</p> <p>虐待予防の委員会は、居宅介護支援事業所で委員会を設置すべきと思っているが、法人と合同での開催は可能か。</p>	<p>「虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。」と基準により定められておりますので、法人と合同での開催は可能です。</p>
8	<p>-</p> <p>アセスメントは状況変化時には必ず実施するが、対象者の更新時特に変化がなくてもアセスメントをし対象者に添える必要があるのか。</p>	<p>要介護認定更新時に特に状況変化がない場合には、必ずしもアセスメントの必要はありませんが、状況変化の有無はアセスメントをした上での判断になると考えられます。</p>